

組合員 111名 集団提訴へ

■休日4日間削減に伴う不利益変更について

12月8日 南部法律事務所において、東京地裁への集団提訴の最終確認をしてきました。これまで、5月から5回の弁護士との相談と打ち合わせを行ってきました。一方、会社とは4回の団交を行いましたが、明確な説明や根拠もなく、最後には、「根拠はAPACの決定です」と意味不明の発言すらありました。組合としては、説明会、総会で説明した通り提訴して法廷で闘う決意をし、裁判の準備、委任状の確認、これからの裁判の進め方などを検討し、行動してきました。そして、111名の委任状と提訴のための資料が集まり、今回の最終確認となりました。

できれば、12月25日（強行削除されているクリスマス休日）の前に東京地裁へ訴状を提出したいと思っています。

労働契約法によると、

（就業規則による労働契約の内容の変更）

第9条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第10条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、第12条に該当する場合を除き、この限りでない。

会社は、第10条の要件をほとんど満たすことなく、強引に強行してきました。明らかに職権の乱用になり、違法行為です。

会社休日7日を4日削減して、3日にすることは、実に57%のカットになります。また、**これにより賃金の約2%カットされたのと同じです。**実際の数字が見えず、帳簿だけの削減効果（レットークでの説明・数字での説明なし）の休日削減の必要性はないし、さらに通勤マイレージの減額変更、高速料金の支給停止も平行して行われ従業員の不利益は非常に大きいものがあります。

会社は組合との交渉において再三再四要求しているにも拘わらず会社側は一切資料（明確なデータ）を出していません。一時的な現象に対して、なぜ休日4日削減を**恒久的廃止**と明示しているのか？その明確な数字、理由、資料を出さなければ我々は到底納得できません。会社の状況が厳しいという理由だけでは子供ではないので健全なビジネス、会社経営をしているとは言い難いです。

FY09はJALのように赤字でしたか？純利益は9800万米ドルではないですか？これで経営が苦しいとは第3者が監査したとしても経営破綻はしてないですよ？従業員がどんどん負担を強いられています。会社は株主を喜ばすためだけに存在しているのでしょうか？社会的責任を背負って存在していますか？他の企業にはあるお盆休みが我々にはないのです。PSPの人をまず重視する会社なら社員とその家族の生活や健康をまず願うべきでは？外航のほとんどの会社にはクリスマス休みがあります。最近のFEDEXからその理念が聞かれず、fightだ！ecoだ！（社会人として当たり前の心構えを今さら声高らかに言われても困るのですが）と最初創業者が築いた理念が聞こえないのは残念です。

私たちが教えられたPSPの精神は「社員は財産」でした。まず最初に社員がいて、良いサービスをして、利益を上げる。それをないがしろにして、利益を上げるためには、なりふり構わず（法律を犯してまで）、強行するこの会社姿勢は正しいのでしょうか？

5年後、10年後会社の将来どうなっているか皆さん考えて生活していますか？目の前の仕事に忙殺され、将来のvisionは？と聞かれても会社の将来のvisionが見えないのだから自分も見えないよ！と思いませんか？

黙って傍観してはなにも変わりません。誰かがやってくれるだろうというのは安易です。まず声を出さないと何も始まりません。

会社の一方的な改悪を許さないためにも

現在、組合に加盟していない人々も組合に参加して

共に力を合わせて闘いましょう！

随時 組合員の加入を行っております。

HP アドレスは <http://www.fdxunion.com>

メールアドレスは fdxunion@fdxunion.com